

基監発 0401 第 7 号
平成 22 年 4 月 1 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

平成 22 年度新規起業事業場就業環境整備事業の実施に
当たって留意すべき事項について

新規起業事業場就業環境整備事業の委託については、平成 22 年 4 月 1 日付け
基発 0401 第 31 号「平成 22 年度新規起業事業場就業環境整備事業について」を
もって示されたところであるが、その実施に当たっては、下記の事項に留意さ
れたい。

記

都道府県労働局においては、本事業の委託団体から、本事業の周知を図るた
めのポスター及びパンフレット等が送付された場合には、広報活動に協力する
こと。